

# 令和5年度「児童福祉週間」実施要領

## 1 名称

令和5年度「児童福祉週間」

## 2 趣旨

こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝であるこどもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要である。

このため、児童福祉法において、すべてこどもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されるよう規定している。また、国では、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に厳しいひとり親家庭等への支援の充実、社会的養育の推進及び児童虐待防止対策の強化に取り組み、こどもが健やかに育つための総合的な対策を進めている。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設した。

こうした中、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知とこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るものとする。

## 3 標語

「小さなて みんなではぐくみ 育ててく」

令和5年度「児童福祉週間」の標語として、全国公募により選定された

たけしま いつき  
竹島 一輝さん（兵庫県 15歳）の作品

## 4 期間

令和5年5月5日（金）から5月11日（木）までの1週間。

ただし、地域の実情による期間の延長等（5月末日までに限る）は差し支えない。

## 5 主唱

こども家庭庁、（福）全国社会福祉協議会、（公財）児童育成協会

## 6 運動項目

次の内容を中心に、運動を展開する。

### (1) 児童福祉の理念の普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、ヤングケアラー問題、インターネットやSNSの普及による子どもへの悪影響など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、国は、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、すべて子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されるところとした児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子ども及び子育て家庭への支援について、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

### (2) 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

### (3) 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などで子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中での遊びや、文化体験活動、社会参加活動を通じて自主性、社会性及び創造性を高めるように努める。また、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化しているため、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

### (4) 児童虐待への適切な対応

国・地方公共団体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、すべての子どもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会を目指す。

また、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図り、防止につなげていく。

### (5) 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、子育て世代包括支援センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

(6) 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所等における延長保育、一時預かり事業等の多様な保育の充実に努める。また、保育所を利用しているこどもが就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、いわゆる「小一の壁」の解消に努める。さらに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点の役割について広報・普及に努める。

(7) 障害等のあるこどもとその家族が安心して過ごせる地域作りの促進

障害等の有無に関わらず、すべてのこどもが日々の生活や遊びを通じて、自分らしく健やかに育ち、その家族も安心して過ごせる地域を目指す。また、こどもに障害等があっても、あらゆる活動に参加できる仕組み作りに努める。

7 関係省庁等における取組

(1) こども家庭庁における取組

①子どもたちによる「こいのぼり」の掲揚と「児童福祉週間」標語募集での最優秀作品受賞者の表彰式

期 日：令和5年4月24日（月）

場 所：新霞ヶ関ビル前（雨天時、全日通ビル）

内 容：ア 保育園児と来賓者による「こいのぼり」の掲揚  
イ 令和5年度「児童福祉週間」標語  
最優秀作品受賞者の表彰式

②令和5年度「児童福祉文化賞」表彰式

期 日：令和5年5月8日（月）

場 所：全日通ビル

内 容：令和4年度において、社会保障審議会から推薦された児童福祉文化財のうち、特に優れた作品に対して児童福祉文化賞等を授与

③月刊「厚生労働」における特集記事の掲載

標 題：「令和5年度児童福祉週間の行事について」

内 容：週間中の主な行事や取組を紹介

(2) 中央省庁における取組

①「こいのぼり」の掲揚

令和5年4月24日（月）～5月11日（木）までの期間において、内閣官房、人事院、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、最高裁判所、国立国会図書館国際子ども図書館の各庁舎において「こいのぼり」（日本鯉のぼり協会より寄贈）を掲揚予定。

②国営公園等の無料入園の実施

- 国営滝野すずらん丘陵公園（北海道札幌市） 〈中学生以下〉
- 国営みちのく杜の湖畔公園（宮城県柴田郡川崎町） 〈中学生以下〉
- 国営常陸海浜公園（茨城県ひたちなか市） 〈中学生以下〉
- 国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県比企郡滑川町、熊谷市） 〈中学生以下〉
- 国営昭和記念公園（東京都立川市、昭島市） 〈中学生以下〉
- 国営越後丘陵公園（新潟県長岡市） 〈中学生以下〉
- 国営アルプスあづみの公園  
（長野県安曇野市、大町市、北安曇野市松川村） 〈中学生以下〉
- 国営明石海峡公園（兵庫県神戸市、淡路市） 〈中学生以下〉
- 国営備北丘陵公園（広島県庄原市） 〈中学生以下〉
- 国営讃岐まんのう公園（香川県仲多度郡まんのう町） 〈中学生以下〉
- 国営海の中道海浜公園（福岡県福岡市） 〈中学生以下〉
- 国営吉野ヶ里歴史公園（佐賀県神崎市、神埼郡吉野ヶ里町） 〈中学生以下〉
- 国営沖縄記念公園（沖縄県国頭郡本部町、那覇市） 〈中学生以下〉
- 新宿御苑（東京都新宿区） 〈すべての方〉
- ☆森林総合研究所多摩森林科学園（東京都八王子市） 〈高校生以下〉

※○印は、通年中学生以下の料金無料

※□印は、令和5年5月5日（金・祝日）のみ入園料無料（中学生以下は通年無料）

※☆印は、令和5年5月5日（金・祝日）のみ入園料無料

8 地方公共団体における取組

(1) 地方公共団体における児童福祉週間の主な取組行事等（別紙）

(2) 地方公共団体における取組行事等をこども家庭庁ホームページで紹介（予定）

9 関係団体による取組

(1) こどもの国の取組

場 所：こどもの国（横浜市青葉区奈良町700）

期 間：令和5年5月5日（金・祝日）

内 容：無料入園の実施（中学生以下）

(2) 無料入園等を実施する施設

施設（団体）名	期間	取組	対象
会津鉄道会津線 （西若松～会津高原尾瀬口）	5月5日（金・祝）	運賃無料	小学生以下
MOA美術館 （静岡県熱海市）	通年	入館料無料	中学生以下
鴨川シーワールド （千葉県鴨川市）	5月7日（日） ～5月30日（火）	入館料割引	子育て支援パスポートをお持ちの方

	※休館日を除く		
神戸海洋博物館 (兵庫県神戸市)	5月5日(金・祝)	入館料無料	高校生以下
琴平海洋博物館(海の科学館) (香川県仲多度津郡琴平町)	5月5日(金・祝)	入館料無料	高校生以下
日本平ロープウェイ (静岡県静岡市)	5月5日(金・祝)	運賃無料	小学生以下
さる園・野草園 (東京都八王子市高尾町)	5月5日(金・祝)	入園料半額	すべての方
つくばエキスポセンター (茨城県つくば市)	5月5日(金・祝)	入館料割引	高校生以下
東武博物館 (東京都墨田区)	5月5日(金・祝) ~5月11日(木) ※休館日を除く	オリジナルグッズ 進呈	中学生以下
切手の博物館 (東京都豊島区)	5月2日(水) ~5月7日(日)	入館料無料	中学生以下

## 児童福祉週間協力団体等一覧

1		会津鉄道株式会社	53	一般財団法人	出版文化産業振興財団
2		明知鉄道株式会社	54	公益財団法人	ジョイセフ
3	社会福祉法人	朝日新聞厚生文化事業団	55	社会福祉法人	障害関係団体連絡協議会
4	公益財団法人	両宮児童福祉財団	56		湘南モノレール株式会社
5		伊豆箱根鉄道株式会社	57	一般財団法人	女性労働協会
6	株式会社	伊予鉄グループ	58		西武鉄道株式会社
7	特定非営利活動法人	SIDS家族の会	59	公益社団法人	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
8	公益財団法人	SBI子ども希望財団	60	一般財団法人	世界少年野球推進財団
9		NHK	61	特定非営利活動法人	全国LD親の会
10		大阪市高速電気軌道株式会社	62		全国学童保育連絡協議会
11	公益財団法人	岡田茂吉美術文化財団	63	公益社団法人	全国学校図書館協議会
12		小田急電鉄株式会社	64	一般社団法人	全国高等学校PTA連合会
13	社会福祉法人	恩賜財団母子愛育会	65		全国高等学校長協会
14	公益社団法人	ガールスカウト日本連盟	66		全国国公立幼稚園・こども園長会
15	株式会社	Gakken	67	公益社団法人	全国子ども会連合会
16	株式会社	学研ホールディングス	68	公益財団法人	全国里親会
17	NPO法人	家庭的保育全国連絡協議会	69		全国肢体不自由児施設運営協議会
18	公益財団法人	神澤医学研究振興財団	70	一般社団法人	全国肢体不自由児者父母の会連合会
19		関東鉄道株式会社	71		全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
20	公益財団法人	がんの子どもを守る会	72		全国児童家庭支援センター協議会
21		北大阪急行電鉄株式会社	73		全国児童自立支援施設協議会
22	特定非営利活動法人	CAPNA	74		全国児童心理治療施設協議会
23		九州旅客鉄道株式会社	75		全国児童相談所長会
24	株式会社	教育新聞社	76	一般社団法人	全国児童発達支援協議会
25	一般社団法人	共同通信社	77		全国児童養護施設協議会
26		京都市交通局	78	社会福祉法人	全国重症心身障害児(者)を守る会
27	公益財団法人	キリン福祉財団	79		全国自立援助ホーム協議会
28		熊本電気鉄道株式会社	80	公益社団法人	全国私立保育連盟
29	株式会社	グランビスタホテル&リゾート 鴨川シーワールド	81		全国人権擁護委員連合会
30		京王電鉄株式会社	82	社会福祉法人	全国心身障害児福祉財団
31	公益社団法人	経済同友会	83		全国地域活動連絡協議会
32		京成電鉄株式会社	84		全国知事会
33		神戸海洋博物館	85		全国町村会
34		神戸市交通局	86		全国町村議会議長会
35		国立国会図書館国際子ども図書館	87	一般社団法人	全国手をつなぐ育成会連合会
36	独立行政法人	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	88		全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会
37	NPO法人	子育てひろば全国連絡協議会	89		全国特別支援学校校長会
38	公益財団法人	琴平海洋会館	90		全国特別支援教育推進連盟
39	公益財団法人	こども財団	91		全国都道府県議会議長会
40		子どもに無煙環境を推進協議会	92		全国乳児福祉協議会
41	社会福祉法人	子どもの虐待防止センター	93	特定非営利活動法人	全国認定こども園協会
42	社会福祉法人	こどもの国協会	94	一般社団法人	全国病児保育協議会
43	公益財団法人	さわやか福祉財団	95		全国婦人相談員連絡協議会
44	株式会社	産業経済新聞社	96		全国婦人保護施設等連絡協議会
45		信楽高原鉄道株式会社	97		全国保育協議会
46		四国旅客鉄道株式会社	98	公益社団法人	全国保育サービス協会
47		時事通信社	99		全国保育士会
48		静岡鉄道株式会社	100	一般社団法人	全国保育士養成協議会
49	特定非営利活動法人	児童虐待防止全国ネットワーク	101	一般社団法人	全国訪問看護事業協会
50	一般財団法人	児童健全育成推進財団	102		全国保健師長会
51		しなの鉄道株式会社	103		全国保健所長会
52	社会福祉法人	清水基金	104	更生保護法人	全国保護司連盟

105	一般財団法人	全国母子寡婦福祉団体協議会	157	公益社団法人	日本産婦人科医会
106		全国母子生活支援施設協議会	158	公益社団法人	日本歯科医師会
107		全国民生委員児童委員連合会	159	社会福祉法人	日本肢体不自由児協会
108	一般財団法人	全国盲ろう難聴児施設協議会	160	一般社団法人	日本児童文芸家協会
109		全国夜間保育園連盟	161	一般社団法人	日本自閉症協会
110		全国養護教諭連絡協議会	162	公益社団法人	日本社会福祉士会
111	公益社団法人	全国幼児教育研究協会	163	公益社団法人	日本重症心身障害福祉協会
112		全国連合小学校長会	164	公益社団法人	日本女医会
113		仙台空港鉄道株式会社	165		日本商工会議所
114		全日本私立幼稚園連合会	166	公益社団法人	日本小児科医会
115	公益社団法人	全日本断酒連盟	167	公益社団法人	日本小児保健協会
116		全日本中学校長会	168	公益社団法人	日本助産師会
117		高尾登山電鉄株式会社	169		日本私立小学校連合会
118		智頭急行株式会社	170	公益財団法人	日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
119	特定非営利活動法人	チャイルドライン支援センター	171	公益財団法人	日本相撲協会
120	社会福祉法人	中央共同募金会	172	公益社団法人	日本精神保健福祉士協会
121	公益財団法人	中央競馬馬主社会福祉財団	173	公益社団法人	日本青年会議所
122		津軽鉄道株式会社	174		日本赤十字社
123	公益財団法人	つくば科学万博記念財団	175	一般財団法人	日本宝くじ協会
124	公益財団法人	鉄道弘済会	176	一般社団法人	日本地下鉄協会
125		天竜浜名湖鉄道株式会社	177	公益財団法人	日本知的障害者福祉協会
126		東海自動車株式会社	178	公益社団法人	日本図書館協会
127		東急電鉄株式会社	179	公益社団法人	日本発達障害連盟
128		東京新聞	180	一般社団法人	日本ファミリーホーム協議会
129		東京地下鉄株式会社	181		日本弁護士連合会
130		東京都交通局	182	社会福祉法人	日本保育協会
131		道南いさりび鉄道株式会社	183	公益財団法人	日本ユニセフ協会
132		東武鉄道株式会社	184	一般社団法人	日本臨床心理士会
133	一般財団法人	東武博物館	185		広島電鉄株式会社
134		豊橋鉄道株式会社	186	独立行政法人	福祉医療機構
135		錦川鉄道株式会社	187	株式会社	福祉新聞社
136	公益財団法人	日母おぎや一献金基金	188	特定非営利活動法人	ブックスタート
137	特定非営利活動法人	日本BBS連盟	189		平成筑豊鉄道株式会社
138	公益社団法人	日本PTA全国協議会	190	公益財団法人	報知社会福祉事業団
139	一般社団法人	日本いのちの電話連盟	191	公益財団法人	ボーイスカウト日本連盟
140	公益社団法人	日本栄養士会	192		北総鉄道株式会社
141	公益社団法人	日本海洋少年団連盟	193	公益財団法人	母子衛生研究会
142	一般社団法人	日本家族計画協会	194	公益社団法人	母子保健推進会議
143	公益財団法人	日本環境協会	195		北海道新聞社
144	公益社団法人	日本看護協会	196	株式会社	毎日新聞社
145	一般社団法人	日本筋ジストロフィー協会	197	公益財団法人	麻薬・覚せい剤乱用防止センター
146		日本経済新聞社	198	一般財団法人	水原フィルタリー財団(切手の博物館)
147	一般社団法人	日本経済団体連合会	199	公益財団法人	民間放送教育協会
148		日本鯉のぼり協会	200		真岡鐵道株式会社
149	一般財団法人	日本口腔保健協会	201		由利高原鐵道株式会社
150	更生保護法人	日本更生保護協会	202	NPO法人	幼年教育・子育て支援推進機構
151		日本更生保護女性連盟	203		横浜高速鐵道株式会社
152	一般社団法人	日本公認心理師協会	204	社会福祉法人	横浜博明会 子どもの虹情報研修センター
153	一般社団法人	日本こども育成協議会	205		若桜鐵道株式会社
154	一般社団法人	日本子ども虐待防止学会	206		わたらせ渓谷鐵道株式会社
155		日本子ども・子育て支援センター連絡協議会			
156	NPO法人	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク			

## 令和5年度「児童福祉週間」実施要領・解説

この解説は、都道府県、市区町村、団体等において、「児童福祉週間」の行事を企画する際の参考資料となるよう作成したものである。

### 目 次

「児童福祉週間」とは	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
------------	------------------	---

#### 運動項目

第1 児童福祉の理念の普及	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第2 家庭における親子のふれあい促進	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第3 地域における児童健全育成活動の促進	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第4 児童虐待への適切な対応	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第5 母と子の健康づくりの推進	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第6 多様化する保育需要等への対応	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第7 障害等のあるこどもとその家族が安心して過ごせる地域作りの促進	・・・・・・・・・・・・・・・・	14



## 「児童福祉週間」とは

- (1) 「児童福祉週間」は、児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施されてきたものである。  
こどもや家庭を取り巻く環境は少子化の進行や児童虐待の増加、インターネットやSNSの普及によるこどもへの悪影響など大きく変化しているため、次世代を担うこどもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活の営みができる環境づくりを推進していくことは、極めて重要な課題となっている。
- (2) 令和5年度の「児童福祉週間」標語は、  
「小さなて みんなではぐくみ 育ててく」  
たけしま いつき  
竹島 一輝さん（兵庫県 15歳）の作品。  
この作品は、令和4年8月1日～9月30日まで全国公募を実施し、5,672点の応募の中から選定された作品である。
- (3) 「児童福祉週間」の期間は、本年5月5日（金）から5月11日（木）までの1週間としている。ただし、地域の実情によって期間の延長等（5月末日までに限る）を行うことは差し支えない。
- (4) 「児童福祉週間」は、こども家庭庁、(福)全国社会福祉協議会及び(公財)児童育成協会が主唱するものである。
- (5) 関係府省庁、報道機関、児童福祉団体、社会福祉団体、教育文化団体、青少年団体、女性団体等の関係機関・団体のほか、民間企業等の協力を得て実施する。
- (6) 主な運動項目として、7項目を掲げているが、実施に当たっては、それぞれ次のような点に留意することが望まれる。

## 第1 児童福祉の理念の普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、ヤングケアラー問題、インターネットやSNSの普及による子どもへの悪影響など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、国は、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、すべて子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されるとした児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子ども及び子育て家庭への支援について、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

- (1) 児童福祉の理念は、児童福祉法第1条において「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」、また、同法第2条第1項において「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」としている。
- (2) 次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを積極的に推進するためには、国民一人ひとりが児童福祉の理念を認識するとともに、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現も含めて、家庭のあり方や男女共同による子育て、あるいは企業や地域社会の果たし得る役割等幅広い問題について考え、意見を交わし、これを行動に移していくことが重要である。
- (3) 「児童福祉週間」の行事の企画に際しては、児童福祉の理念をもとに、その普及が図られるよう、権利の主体である子どもの意見を反映させつつ、幅広く住民の参加が得られるよう、地域社会のニーズや状況に応じた行事を行うことが大切である。
- (4) 児童福祉の理念の普及については、これまでも「児童福祉週間」を契機に広報啓発を行ってきたが、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の協力を得て、より一層広報啓発することが必要である。

## 第2 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

- (1) 家庭でこどもが健全に育つには、こどもが自分のできることは自分で行うことや、父親も子育てに参加するなど家族の中で責任を分担し合い、支え合う家族関係が必要である。

また、学校教育や地域社会など様々な社会との関わりの中で子育ての楽しさを実感し、自らの生命を次世代に伝え育むことや、家庭を築くことの大切さを理解することが必要である。

- (2) 「児童福祉週間」においては、父親の子育て参加を促進するとともに、親子で参加できる行事などを実施することにより、親子がふれあう機会を提供することが必要である。共通の体験を通して親が自らの人生経験や考え方をこどもに伝え、こどもが日頃から感じている不安や悩み、夢、将来の希望について互いに話し合うきっかけとなることが期待される。

また、児童館、保育所、保健センター等で中・高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を提供し、生命の尊さを実感することや、人への関心や共感を高めることなど、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることが必要である。

- (3) 家族そろって一緒に食事をする機会が減少しているため、親子で一緒に料理づくりや食事をするにより、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発することが必要である。

### 第3 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などでこどもに遊びを提供し、こどもが異年齢集団の中での遊びや、文化体験活動、社会参加活動を通じて自主性、社会性及び創造性を高めるように努める。また、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化しているため、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

- (1) 少子化が進行することで、異世代・同年代の仲間と関わる機会が減少し、こどもの社会性を育む機会が少なくなってしまうなど、こども自身の健やかな成長への影響が懸念されている。また、そのこどもたちが親になったとき、乳幼児等と触れ合う機会に恵まれなかったことから、育児不安につながることも考えられる。

- (2) 「児童福祉週間」を契機として、こどもの健全育成が推進されるよう、地域の児童館等が中心となって、異年齢集団の中においての遊びを活性化させるとともに、文化体験活動や社会参加活動を通じて、こどもの自主性、社会性及び創造性を高めていくことが望まれる。

さらに、各地の自治会・母親クラブ・子ども会等の地域組織が、行政、企業、学校等地域の様々な関係機関と連携して、こどもにとって安全な地域づくりや地域での子育て家庭を支援することが期待される。

- (3) 市区町村においては、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべてのこどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な取組を推進する。また、地域の身近な場所で、子育

て中の親子の交流や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業を推進する必要がある。

- (4) 非行の増加やひきこもりなどが深刻化しているため、中・高校生等が地域と関わり、交流する機会の促進や地域における拠点の確保、居場所づくりの推進を図ることが、こどもの健全育成の観点からも重要である。

#### 第4 児童虐待への適切な対応

国・地方公共団体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、すべてのこどもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会を目指す。

また、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図り、防止につなげていく。

- (1) 虐待によりこどもの命が奪われるなど、重大な事件が依然として後を絶たない状況であり、児童虐待は社会全体で早急に解決すべき深刻な問題である。このため、虐待の発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援までの一連の対策が必要となっている。
- (2) 児童虐待への対応に当たっては、児童相談所や市区町村をはじめ、医療機関、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間団体等が緊密に連携・協力していくことが必要であり、これらの関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を積極的に活用することが重要である。
- (3) また、虐待の発生予防として、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を積極的に行うことが重要であり、市区町村による乳児家庭全戸訪問事業や、養育支援訪問事業等の実施が必要である。
- (4) さらに、家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、広報・啓発活動が重要であり、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン運動」等の活用など、地方公共団体、関係機関などが相互に連携していくことが望まれる。
- (5) 「児童福祉週間」においては、地域に根ざした児童虐待防止活動を促進するとともに、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもてるよう意識啓発を図り、社会全体で児童虐待を防止する気運を高めることにより、すべてのこどもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会づくりを目指すものである。

#### 第5 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、子育て世代包括支援センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

- (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出

発点である。我が国の母子保健の水準は着実に向上し、乳児死亡率は世界最低の水準に達している。しかしながら、一方で、近年、少子化、核家族化、女性の社会進出等により、こどもを生ま育てる環境は大きく変化しており、住民の多様なニーズに対応した母子健康対策の一層の推進を図ることが必要となっている。

- (2) こうした観点から、「児童福祉週間」においては、母と子の健康づくりに関する講習会の開催等、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診率を一層向上させるための様々なアイデアを凝らした啓発活動を行うとともに、母子保健推進員や愛育班等の協力を得ながら、育児相談や集団指導等を行うことにより、地域における母子保健活動の推進に資することが期待される。
- (3) さらに、家庭や地域における子育てに関する知識が伝承されにくくなってきているため、地域の子育て経験者による育児相談の開催等、「児童福祉週間」の間中はもとより、引き続き気軽に相談ができる関係づくりの機会となる催しの開催が期待される。

## 第6 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所等における延長保育、一時預かり事業等の多様な保育の充実に努める。また、保育所を利用しているこどもが就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、いわゆる「小一の壁」の解消に努める。さらに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点の役割について広報・普及に努める。

- (1) 保育については、女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴って保育需要が増大・多様化してきていることや、就労希望者の潜在的な保育ニーズにも対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消を図るとともに、延長保育、一時預かり等について着実に推進していくことが必要である。
- (2) また、こどもが小学校に進学した後も子育てと仕事の両立ができるよう、放課後児童クラブの充実に図っていくことが必要である。
- (3) 子育て家庭の育児不安等に対応するため、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業の推進を図っていくことが必要である。
- (4) さらに、近年の急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、就学前のこどもの多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できる施設である認定こども園について、地域の実情に応じてこの制度が十分に活用されることが期待される。
- (5) 「児童福祉週間」においても、保育所で地域住民が参加する行事の開催など様々な交流事業等を行い、多様な機能を持つ開かれた保育所としてのPRを進め、保育所機能の一層の活性化に資することが望まれる。

## 第7 障害等のある子どもとその家族が安心して過ごせる地域作りの促進

障害等の有無に関わらず、すべての子どもが日々の生活や遊びを通じて、自分らしく健やかに育ち、その家族も安心して過ごせる地域を目指す。また、子どもに障害等があっても、あらゆる活動に参加できる仕組み作りに努める。

- (1) 障害者支援については、障害者総合支援法に基づき、地域で安心して暮らせる社会を構築するための施策を推進している。また、障害児支援については、児童福祉法に基づき、国、地方公共団体等が相互に連携を図りながら児童福祉の向上に努めている。さらに、発達障害児の支援については、発達障害者支援法に基づき、発達障害児者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援体制の整備を進めている。
- (2) これらを踏まえ、障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進している。
- (3) こうした観点から、「児童福祉週間」の行事としては、障害のある子ども等が積極的に参加できる機会の提供はもとより、障害のない子どもや地域住民との交流やふれあいを通じて相互の理解を深める契機となることが望まれる。各自治体においては、障害のある子どもを支援する施設をはじめ、地域のさまざまな関係機関・団体等が連携して取り組めるよう広報啓発等を行う必要がある。なお、毎年4月に実施される「世界自閉症啓発デー」の内容等も踏まえた取組も期待される。